

学術体制の刷新と日本学術会議の成立

その他のタイトル	The Reform of the Scientific Research Organisation and the Establishment of Science Council of Japan
著者	友松 芳郎
雑誌名	関西大学社会学部紀要
巻	8
号	2
ページ	49-64
発行年	1977-03-28
URL	http://hdl.handle.net/10112/00023122

学術体制の刷新と日本学術会議の成立

友 松 芳 郎

まえがき

戦後間もなく始まった米ソ冷戦の激化を背景に、アメリカの対日占領政策が「民主化による管理」から「再建のための援助」へと大転換して、わが国は、ようやく経済復興の転機をつかみ、そこに新しく編成された工業技術庁が発足する経緯を、前号の拙論で詳述したが、ここではまた、この同じ時期に、わが国の学術体制が、どのような経過をたどって刷新されたかを述べ、戦後の学術行政の新しい在り方を探るのが、この小論の目的である。けだし、戦後日本の再建によって産業経済の復興と科学技術の振興とは、まさに車の両輪をなすものであった。科学技術政策を論ずる場合、その基盤となる学術体制がどのような意図によって形成されたかを明らかにすることは、不可欠の課題でなければならない。

刷新への動き

学術研究体制世話人会（後述）が1947年8月25日、学術体制刷新委員会（後述）第1回総会第1日に配布した経過報告書¹⁾の冒頭にはおよそ次のように書かれている。

「わが国を文化国家として再興するとともに世界平和に貢献しうるにいたるには、是非とも科学の力によらなければならない。このためには、従来の学術体制を民主的に改め、全科学者が一致協力して祖国を救い、さらにまた科学永遠の進歩に寄与しうるような新体制を打ち立てることが必要である…」と。

これまで軍閥や官僚、独占資本に賄われていたわが国の科学技術は、いまや広く国民のものとして国民に支持されて、あくまで民主的かつ平和的に推進されねばならない。そこに文化国家日本の基本的な科学技術政策作成の主体的基盤が求められ、これによって行政に科学を反映させ、産業経済復興へ寄与することが期待されたのである。実際、科学技術の再建なくして産業経済の復興はありえず、また産業経済の復興なくして科学技術の再建はありえないことはいうまでもない。しかし敗戦直後から科学技術の振興による文化国家の建設が叫ばれながら²⁾、深刻な経済危機に対処する歴代政府の復興政策の相次ぐ坐折のなかで³⁾、⁴⁾ 学界は全く虚脱状態におかれていたといっても過言ではない。従って、前号拙論⁴⁾の第1節及び第2節で述べたように、米ソ冷戦の激化する新しい世界情勢のもと、総司令部の占領政策の転換にとまなうわが国産業経済復興へ

の転機を背景として、学術体制刷新の動きが、ようやく終戦3年目にして、その本格的な軌道に乗ることになったのである。

しかし、ここでは、それまでの初期の動きも含めて、そこに流れる刷新の理念を追って、その経過を述べることにしたい。

戦時科学技術動員の総指揮をとったのは技術院であったが、敗戦までわが国を代表する学術機関といえば、帝国学士院（1906年創立、学界最高の荣誉機関）、学術研究会議（1920年創立、国際学術研究会議に対応する国内機関、以下「学研」と略称する）、日本学術振興会（1932年創立、学術振興の財政援助機関、以下「学振」と略称する）の3団体にほかならなかった。技術院は、すでに敗戦直後の9月5日廃止され、その一部は内閣調査局に（11月総司令部の命令で廃止された）、他の一部は特許標準局として商工省に移管され、大部分は文部省科学局に合併されて科学教育局となり、科学行政を担当することになったことは、前論文でも述べた⁵⁾。

そこで、学術機関改組の最初の動きは、まず帝国学士院において起こった。それは敗戦後の新時代に即応する帝国学士院自体の在り方を検討するため、1945年11月12日、院制度調査委員会が設置されたことに始まる⁶⁾。そして12月12日に発足した委員会において、高野岩三郎会員の帝国学士院改革要目が取り上げられた。それは学研及び学振を廃止し、学士院自らその事業に当たるとともに、学士院の会員数（従来は定員100名であった）を第1部（人文科学関係）100名、第2部（自然科学関係）100名とし、その増加会員は主として公立私立の大学や民間学者に求めることを骨子とする革新的な提案であったが、結局、年金の増額以外はほとんど承認されることならなかった。（年金は昭和23年までは国会議員の歳費と同額に、昭和24年以降は各省事務次官の俸給年額の $\frac{1}{3}$ が基準とされることになる⁷⁾）

この動きに呼応して、文部省の清水勤二科学教育局長は学研と学振の首脳部を招き、これら作業の重複を避け、学術振興を充実させる方策を協議した。これを契機に、学研は学術体制全般の改革問題に口火を切るにいたった⁸⁾。これは戦時研究に踊らされたことに対する反省に端を発するものであった。そして、行政当局が代わるたびに方針が変わるようなことのない強力な研究体制を作るには、学研だけでなく、帝国学士院と学振も改組して作り上げなければならぬと考えられたからである⁹⁾。学研の部長会（学研には理、工、医、生物・農、法律・政治、文、経の7部がおかれていた¹⁰⁾）では、学研を廃止して、これを学士院に吸収させ、学士院を拡大強化して、その機能を積極化すると同時に、その下部機構として学振を活用するという学研案を立てたのである¹¹⁾。この構想について文部省から意見を求められた学士院は、院制度調査委員会のなかに小委員会を設けて討議し、3団体を整理統合する学士院案を作成して文部省に提出した。両案は大体一致していたが、新しく作られるべき学士院の会員数とその選出方法とにおいて対立した。会員数については、学研廃止後、学研会員を学士院へ移行させようともくろむ学研案では300名、学士院会員の権威の低下を恐れる学士院案では150名、選出方法については、学研案は学会からの公選、学士院案は学士院自らによる選定が主張された。そこで文部省は、折衷案ともいふべき

3団体改組要綱案を作成し、3団体の首脳たちから成る改組準備委員会を結成して、この案を審議することになったのが1946年4月であった¹²⁾。文部省の改組要綱は、およそ次のようである。

1) 学研を廃止する。2) 学士院は在来の終身会員100名に、さらに任期4年の会員150名を加え、学術に関する政府の諮問ならびに政府への建議に関する最高審議機関とする。学士院は、会員選出母体となるべき学会を指定し、定員数を分割配当する。学会は配当定員の3倍の候補者を選出し、学士院はこのうちより会員を審議決定する。3) 学振は新学士院と緊密に協力しうる実施機関に改組する¹³⁾。

長岡半太郎学士院長を委員長とし、3団体の首脳をメンバーとする改組準備委員会は、同年5月17日に発足したのであるが¹⁴⁾、一方、7月5日学研が総会を開いて、部長会のそれまでの活動経過に対し追認を求めたところ、決議機関たる総会を無視して、学研自体の廃止という重大事を取り決めた首脳たちの非民主的な独断専行に激しい反発が表面化したばかりでなく、国際連絡を緊要とする天文学関係など理学部門からは、廃止反対のがん強な意見が打ち出された¹⁵⁾。また、たとえ学研の廃止を認めるにしろ、新学士院の会員数を250名とすることでは、150名の任期会員の増員にすぎず、これでは新学士院と新学振は学研の仕事をととも運営できないとして、2倍の増員を要求する強硬な主張が有力化した。このような紛糾によって、改組準備委員会の活動は著しく停滞せざるをえない状態となったのである¹⁶⁾。

この経過を見れば、明らかに、これは文部省と学界3団体首脳部による限られた密室から生まれた“上から”の改組活動であった。すでに4月28日開かれた日本物理学会総会においては、「文部省の改組要綱のごときは、第1線科学技術者のなんら関知しない非民主主義的な改組案であって、科学技術の進歩を阻害する。科学技術の振興に関するあらゆる問題は、全人民の支持と、全科学技術者の総意の下になされなければならない」という主旨の声明が出されているのである¹⁷⁾。(全国大学および研究所職員組合連合結成準備会物理学関係者声明)

しかし、この“上から”の改組の動きを強力に阻み、ついに、それを不発に終わらせてしまったのは、科学渉外連絡会（後述）の後押しをしていた占領軍当局にはかならなかった。そこで、次には学術体制刷新運動のこの新しい局面へ移らなければならない。

学術研究体制世話人会の段階

占領軍総司令部においても、この問題について、深い関心を寄せていた。総司令部経済科学局科学技術部の部長オプライエン代将や、のちに次長となる物理学者ケリー博士は、1946年夏ごろから、総司令部と日本の学界との連絡をとるという名目で、東大理学部教授田宮博、茅誠司、嵯峨根遼吉ら中堅学者や、高級官僚をメンバーとする「科学渉外連絡会」Science Liaisonと（略してS.L.）なる私的団体を作った。日本の学術体制の抜本的改革を意図するケリーは、その最初の会合の席（7月9日）で、理想的学術体制を実現するのに、今が日本にとって絶好の機会であるとして、勇気をもって慎重に対処するよう強く要望するとともに、これはどこまでも日本人自

身の問題であると強調したのである¹⁸⁾。これに対し、茅は「自分たちは自信はないが、最善の努力をする」と答えると、ケリーは「自信とバカとはつきものだ」と応酬したという¹⁹⁾。

1946年11月27日、学士院、学研、学振、文部省科学教育局及び科学渉外連絡会の代表者たちが総司令部に招致され、かねて督励されていた各自の改組案を披露した。そのあと、この会合において、ケリーは、従来の改組要綱なるものは、学界一部の発意によって進められてきたが、新しい学術体制は、全国各分野の科学者の総意に基づくことが望ましいと示唆し、以後の刷新運動の推進役を科学渉外連絡会に委託したのであった。こうして、総司令部の積極的な介入によって、科学渉外連絡会に学術体制刷新の主導権が与えられると、先の改組準備委員会は、自らの体制の理想的な改組を自らの手で行おうとするのは、不適當であったとして、1946年12月、本意なくも解散してしまったのである²⁰⁾。そのころ、刷新事業の拡大に対応して、工業技術（E.L.）、農業（A.L.）、1947年に入って医学（M.L.）の各渉外連絡会が設置され、総司令部の天然資源局や公衆衛生局とも関係がもたれるようになった²¹⁾。

ケリーの示唆にもとずき、従来の学士院、学研、学振3団体による旧体制を離れて、全く白紙の立場から理想的な学術体制案を審議するために、あらゆる分野、あらゆる地域から民主的に選出された委員会——学術体制刷新委員会——を作ることになった。しかし、そのためには、全科学者の支持を受けた刷新委員を選出する方法を案出するための委員会——学術研究体制世話人会——が、まず必要であると考えられたのである。1947年1月、文部省科学教育局長が肝入り役となって、この世話人会の結成に着手し、各分野より東京在住の数名づつの世話人を選び、その中には上記の各渉外連絡会のメンバーを加えた²²⁾。この人選はあまり明朝でないとして多くの疑義や批判が寄せられた²³⁾。そのため世話人会（議長尾高朝雄）は、その審議経過をしばしば、学会に公表し、公聴会を開いて世論に問うとともに、総司令部や学士院、学研、学振の了解を得るよう努めた。

こうして世話人会が取り決めた学術体制刷新委員選出方法は、各分野で異なったが、すべて多重間接選挙によることになった。選挙は1947年4月上旬から8月10日に至って完了し、法、文、経、理、工、農、医の7部門から各15名、その他に総合部門——多部門にわたる学会や協会で、日本科学史学会、民主主義科学者協会及び民主技術協会など——というものが設けられ、これに3名、合計108名が決定されたのである²⁴⁾。その顔ぶれを見ると、相変わらず、官学偏重、一層端的に言えば、東大色が濃厚で、私学系や進歩的な若手が多くふり落とされる結果となった。これは、形式上、民主的な選挙とはいいながら、民主化されない旧態のままの学会や協会を母体とする選挙であったことや、一般科学者の無関心ないしは無定見に、その原因が求められた²⁵⁾。すなわち、大部分の学会や協会では、既存の理事会または評議員会のなかで、第1次選定人を選び、その互選で第2次選定人を選び、さらに第2次選定人の互選で刷新委員を選んだようである。従って、理事や評議員は、かつては、一般会員によって選出された人々であったかもしれないが、このような間接選挙で選出された刷新委員会は、一般会員の意思によって、新しく下から

盛り上がって出来た組織ではなかったといわざるを得ないであろう。第1線の若い進歩的な科学者が無関心であったのは、要するに、あまり民主的でない刷新運動に大して期待していなかったからだといわれている。彼らはこのような学術体制論議に明け暮れて、科学技術研究の深刻な窮状を、いつまでも真空状態に放置するならば、取り返しのつかない事態に立ちいたるであろうことを憂慮して、なによりも実際に自らの研究現場の復興をはかり、進んで産業復興に寄与すべきであるという現実的な考えに立っていたのである。

このような“下から”の盛り上がりによって、1947年7月7日には、民主主義科学者協会の提唱する研究復興会議が発足するにいたった²⁶⁾。これに参加したのは、日本科学技術連盟（戦時中の大日本技術会）や、民主技術協会などの民間団体、東芝マツダ研究所や理化学研究所などの民間研究機関労働組合、大学の職員あるいは労働組合、官公庁試験研究組合など、およそ50団体であり、その中心勢力は研究機関の労働組合であったといつてよいであろう²⁷⁾。研究復興会議では、研究者、研究機関が現実直面にしている大小さまざまな問題を重点的に取り上げた（例えば、研究諸条件の改善、経済復興へ積極的に寄与しうる体制の確立、科学行政に自立的に協力しうる組織化の推進など）。これは、第一線の研究者、研究指導者、研究機関の責任者などの民主的協議によって得られた結論を実現するため、経済復興会議と密接な連携をしながら、強力な活動を推進しようとするものであった²⁸⁾。

ここにいう経済復興会議というのは²⁹⁾、研究復興会議の母体ともいべき運動組織で、総同盟や産別などの労働組合を中心に、民主的な経営者（経済同友会など）や進歩的科学技術者の積極的協力を得て、占領軍当局による2・1ゼネスト停止直後の1947年2月6日に結成され、経済危機突破を期して復興運動を進めてきたのである。このような労資の協力関係が成立したことは、まさに、画期的といわなければならない。そこには、1946年の「十月攻勢」³⁰⁾を頂点として、生産管理闘争から産業復興闘争への新しい動きが、労働組合運動に現れてきていたのである。迫りくる経済破局、いわゆる「三月危機」³⁰⁾（1947年3月）はもはや、労働者と経営者との対立によってではなく³¹⁾、労働者が生産責務を積極的に自覚し、復興運動の先頭に立つ以外に、打開の道はないと考えられた。経済復興の実をあげるためには、経営者と労働者の民主的な協議と協力、科学技術者の積極的な創意が不可欠となった。総司令部経済科学局のオブライエン代将やケリー博士は、科学技術の高度活用による新産業分野開発の必要性を示唆し、経済復興会議側では、それを受けて、この提案を科学技術研究委員会の設置によって、具体化しようとした³²⁾。研究復興会議は、このような状況に呼応して結成されたのである。

研究復興会議は、経済科学局のオブライエン代将やケリー博士に対し、学術体制刷新に関連して、学界の民主化を懇請したが、両氏とも、研究復興会議のごときものの不必要を力説し、新学術体制の問題は、一切、刷新委員会に任すべきだという態度を明確にした³³⁾。他方、経済復興会議では、すでに、この前論⁴⁾の第1節及び第2節で述べたように、総司令部の占領政策の転換によって、1947年後半以降、経営者たちに自らの体制の立ち直る可能性が明確になってくると、

次第に、労働組合と経営者という元来異質なものの関係は冷却し、その協力は困難となった。また経済復興会議が、科学技術者にかかる大きな期待にもかかわらず、こうした事態のなかでは、結局、労働運動と科学技術復興との連携にも限界が出て来た。そして遂に、1年後に経済復興会議は解散し（1948年3月7日）、労働者と協力して経済復興のための科学技術政策を打ち出そうと意図していた研究復興会議も坐折せざるをえなくなったのである。そこで話を戻して、再び、学術体制刷新運動の流れを追うことにしよう。

学術体制刷新委員会の使命

1947年8月25日、学術体制刷新委員会の発会式は、世話人会の招集により、首相官邸（片山哲首相）で開かれた。刷新運動は、上述のように厳しい批判を受けながらも、終戦3年目にして、ようやく本格的な軌道を滑り出すことになった。しかし、これまでの経過からも明らかなように、学術体制の民主化は、もともと、学界の自発的な意思によって始まったものではなく、総司令部のイニシアチブによって喚起され、その督励によって推進されたといっても過言ではない。民主化に対して、消極的、受動的な意識は、わが学界の広い層にわたって抜くべからざる底流として、本質的に潜在しているのである。他方、上述のように、下から盛り上がってきた研究復興会議の不必要を力説した占領軍当局の民主化路線は、労働運動と結びつく学術体制民主化を拒否するものであった³⁴⁾といわざるを得ない。ここに学術体制民主化の下限が敷かれたと見るべきであろう。これは占領政策の転換に由来するものではなからうか。

この第1回総会には、その当時来日していた米国学術諮問団も出席し、団長 R. Adams（イリノイ大学化学部長）以下6名の団員は、学術体制の刷新について、同団の主要見解を表明した。諮問団は「日本における科学研究の民主化について、日本の諸学術団体から提出された諸計画を適切に評価することに関して、マックアーサー元師の幕僚に助言する」ことを目的として、総司令部の要請にもとづき、National Academy of Science から派遣されたものであった。諮問団の各メンバーは、7月19日から8月29日までの滞日期間中、多くの大学や研究機関、工場等を精力的に視察し、世話人会や刷新委員会の主だった人々と意見交換をして、「日本における学術と技術の改組」と題する報告³⁵⁾をまとめ、総司令部へ提出した（8月28日）。しかし、これが刷新委員会の討議に影響を与えることを避けるため、最後の総会の開かれた1948年3月26日まで公表されなかった³⁶⁾のである。

ところで、刷新委員会（委員長兼重寛九郎氏）は「何をなすべきか」ということについて、あらかじめ十分知ることなく選出されてきた刷新委員も相当多く、従って、刷新委員会は、なによりもまず、自己の使命を明確に掌握してかからなければならなかったはずである³⁷⁾。委員会の行わんとする刷新とは、そもそも、どういう意味のものであるべきか、その必然的な根拠はなにか、さらには、どの範囲まで刷新する意図をもって審議を進めるべきか等が、委員会成立の当初に問題とされなければならなかった。しかるに、総会がはや第3回目となって、その第1日（10

月24日）に、各方面から届けられていた提案（11種）や意見書（35通）の説明が、第2回総会（9月18日、19日）でのそれらの説明に引きつづいて行われたあと、第2日目（10月25日）やっと遅ればせながら「本委員会の使命に関する自由討議」というテーマで、本筋の論議が行われることになったのである。

刷新委員のうちには³⁸⁾、従来の学界の封建性を打破して、徹底的に民主的な体制にすることを第一任務と考える委員、同じように、経済復興に直接役立たせて、国民の福祉に貢献することに重点をおく体制にしようとする委員、また学士院、学研、学振の改組で事足りるとする消極的な人、さらに刷新の必要性を認めず、従来の体制で結構だという保守的な委員もあった。しかし、これまで学術研究体制世話人会で中心となって学術体制について熱心に研究していた人々、あるいは、S.L., E.L., M.L., A.L.などに属し、総司令部の意向にも通じていた活動的な人々は、当初から「審議機関」というものと、それに従属する「科学行政機関」とをつくるのが、刷新委員会の任務であるという観念に固まっていた。従って、「使命に関する自由討議」とうたわれながら、敗戦後の学術体制刷新は、まず、学界の徹底的な民主化から始めなければならないというような、体制刷新の真に本質的な問題が十分に議論されることなく、あらかじめお膳立ての出来ていた「審議機関」というものの性格や組織を議論することが、あたかも既定されている方針のごとく、そのときの第1のテーマに取り上げられたのである³⁷⁾。そこでは、科学と政治は、どのように、どの程度にかかわるべきかということが、討議の中心課題となった³⁹⁾。そうして、「審議機関」「科学行政機関」及び「選挙」に関する3特別委員会が設置されて活動が開始される³⁸⁾と、第4回総会以降は、いよいよ、各種提案が具体的に検討批判されるようになってきたので、それだけにまた、刷新という本質的な課題から、ますます遠ざかって行かざるをえなかった。その結果、刷新委員会の討議は、始めから予定された極めて狭いワクの中での体制論議に終始してしまっただけなのである。そして、狙上りのせられた提案は、S.L.の案、E.L.の案、A.L.の案、M.L.の案、民主主義科学者協会案、人文科学有志案、小倉委員ほか4名（平野、柘植、藤永、稲沼）の提案、歴史学研究会案、早稲田大学案、慶応大学案等であった。

（註）前後8回、通計18日にわたる総会について、委員の出席状態をみると、全体として、きわめて低調であった。108名の委員のうち、70名前後の出席を示す場合でも、遅刻、中座、早退が多いため、定足数を超しているのは、ほんの数時間にすぎなかった⁴⁰⁾。これは先に指摘した「消極的受動的な意識」の現われにほかならない。この状態を見てとったのか、ケリーは、早くも第2回総会の冒頭、日本における学術新体制の重要性を説き、「この刷新が委員会で出来なければ、自分たちの手でやるほどの関心を、総司令部はもっている」といって一本釘をさしている⁴¹⁾。しかし結局、大勢の趣くところ、体制研究に熱心な、活動的な一部の委員が委員会を牛耳ってリードしたものと考えられる。

科学と政治の関連をどうすべきか

ここでは、特に論議のかなめになった提案をとりあげて、その理念を説明しよう。まず、民主主義科学者協会案⁴²⁾では、「国の再建の基礎は科学である」とし、「そのためには、新たな全国

民的土台に立って民主的に選挙された科学者の、他のいかなる権威にも従属しない機関」として、内閣に属さない「最高科学会議」を提案する。定員200名、任期2ケ年、その任務は「科学政策・行政、大学教育行政、ことに研究費の決定、配分等についての政策を練り、国会に提出する」「国会によって決定されたこれらの政策の執行を政府に命令する。」執行については「内閣は科学庁を設ける」とともに、そこにおいては「最高科学会議の命令を政府は拒否することが出来ない」ということによって、最高科学会議が国会の承認を得た科学技術政策は、政府に強い拘束力をもつことを要求するものであった。

これと真向から対立する提案は、人文科学関係有志案であった⁴³⁾。それは「科学は建設にも破壊にも利用され得る最も強力な手段である。さればこそ科学が政治の意のままに動かされる単なる道具と化することは、深く戒めらるべき科学の墮落である。……故に新学術研究体制の中心機構は、学界の代表者によって組織され、政府から独立した地位を占める必要がある」とし、それを「学術審議会」と仮称した。「学術研究の成果と実社会（政府と民間）の要求とを媒介する目的をもって、別に官制による研究連絡会議をおく」しかし「科学行政そのものを企画、実施するのは、研究連絡会議の任務ではなく、例えば、経済安定本部のごとき政府機構の任務たるべきである」とされた。このように新学術体制は学術研究の政治からの独立が十分に保障されるべきことを重大条件としたのである。従って、この立場から、民科案のように最高科学会議が政府に強い拘束力をもつ提案は、学術研究が逆に政治に巻き込まれ、自らの独立を危うくするものとして厳しく批判され、ことに“政府に命令する”という発想は、科学者のファシズムだとして、激しく批難された。これに対して民科案支持者たちは、現在のような情勢下では、政府に対して強い拘束力をもつことによってはじめて学問の自由が守れるのであって、科学者も政治に関心をもつべきであると主張するのであったが、結局、少数意見のこともあって、民科案は、これと似通った小倉ほか4氏の案ともども葬り去られてしまったのである⁴⁴⁾。

この対立の中間に行く提案とみなされるのが科学渉外連絡会案であった⁴⁵⁾。これは、総司令部当局との話し合いや米国学術諮問団との懇談を通じて、いろんな示唆をうけたものと思われる。すなわち、わが国科学者の総意を代表して科学に関する重要事項の審議を行う「科学審議機関」を内閣総理大臣の所轄とし、その構成員は科学の全分野(人文、自然——その基礎及び応用を含む)から適正な配分をもって民主的に選出された代表300名とする。科学審議機関との緊密な連携のもとに、科学行政に関する政府施策の総合的企画、調整を行う「科学行政機関」を内閣直属とし、内閣、各省科学局および民間研究機関の間に立って、科学の振興と政治、経済、産業等への科学性付与の活動にあたらしめる。さらにこの機関の運営に柔軟性をもたせるために、適当な「民間機関」をつくるというのであった。

これらのほか、刷新委員会に届けられた諸提案には、集約されるどころ、中心機構としての審議機関と、いま一つ、政府各省との連絡調整もしくは企画執行の機関という2種の機関の設置が共通して考えられていた。問題は、これら機関の性格、機能、権限やその会員の選出方法などを

どうするかで諸提案の間に種々の相違があったといえる。人文科学関係有志案では、これらの機関が政府から独立に、政治に出来るかぎりかかわらないように意図されているのに対し、科学渉外連絡会案は、民科案ほどではないにしても、政府の中枢部に、これらを設置して政治への発言力を強化しようとしていることは明らかであろう。

とにかく、これからの新学術体制が、政府をどの程度拘束すべきであるかという科学と政治のかかわりの問題は、学術体制刷新委員会として、合意の最も困難な課題であった。この論議は、1947年12月1日付『朝日新聞』学芸欄に掲載された2つの論文⁴⁶⁾、人文科学関係有志の代表、尾高朝雄の「限界を越えるな」と、科学渉外連絡会の代表、茅誠司の「政治家に科学が解るか」というテーマによって端的に象徴されているといってもよいであろう。その内容は、およそこうである。

いかにして学問の政治からの独立性を堅持しつつ、しかも、いかにして学問研究の成果を行政のうゑに有効に実現していくことが出来るかという問題について、審議機関の任務を科学の促進向上についての審議に限定すべきか、あるいは、審議の結果を実際に執行するところまで手を伸ばすべきかが、見解の分かれ目となった。

一方の見解は、科学の自主性を潔癖に保とうとする考え方に立脚する。学問が政治によって左右された過去の苦い体験を、再び繰り返してはならないという気持ちが、その根底にあった。もちろん、科学のもつ英知が実際に応用されることは、大いに望ましいが、学術審議機関がその本来の在り方として、それに手を染めることは行きすぎである。科学の行政化は、政府の責任にゆだねられなければならない。学者が個人として政治に携わることは別として、学界それ自身が、学術審議機関を通じて政治上の権力に接近しようとするのは超ゆべからざる限界を超える態度といわねばならぬ、というのである。

これに対して第二の見解は、科学によって日本の再建を有効に、しかも急速に実現していこうとする切実な要求から出発する。学術審議機関が行政の科学化について、いかに適切な方策を立案しても、それを政治の実際に移すための実効的な手段がなければ、結局は二階から目薬で、とても焦眉の急に間に合わない。故に政府の内部に、科学庁とも称すべき科学行政の総元締の機構を新設すると同時に、学術審議機関はこれに向かって強力な発言権をもつものとし、科学の政治への浸徹を図るべきであるというのが、この主張の骨子にはかならない。

これは、広重 徹⁴⁷⁾の指摘したように、まさにアカデミズムとテクノクラシーの対立であった。前者には、人文科学系委員が多く、後者には、自然科学系委員が多かった。元来、自然科学分野では、研究費の政府依存度が大きく、今後ますます巨大化する研究費に対して、どれほどの増額が期待しうるかが重要問題であるし、日本再建の礎石となるべき新学術体制は、当然に生産技術の行政面まで包含すべきであるという認識に立って、そのために内閣の中枢部に位置する強力な科学行政機関を必要とした。また、そうすれば目的は達成できるものと単純に考えていたよ

うであるが、これに引き換え、人文科学系の学者は、従来も自然科学系の学者ほど政府からの支出に依存しておらず、しかも、かつては不当な思想的弾圧をこおむっているので、今後は研究の自由さえ保障されれば、何もいうことはないとして、行政面に手を出すことも、行政面から手を出されることも極力警戒したのである。そして、学術審議機関に行政上の実行力をもたせることは、単なる学術体制の刷新にとどまらず、ついには、一つの行政改革を意味するにいたるであろう。それは刷新委員会のなすべきことでもなく、また、なし得ることでもない。刷新委員会の構想する学術審議機関は、学術研究の発達及び応用についての審議、立案、建議をもって、その任務の限界とせざるを得ない。これを各省所管の行政や産業の実際結びつけるために、別に、学界と実際界との代表者をもって構成される科学行政機関も、その任務は、政府が学術審議機関に諮問し、又は後者が前者に建議する事項のうち、各省にわたるものを審議し、議決して総理大臣に答申するだけであって、決して執行機関であってはならない、とされた。これを通じて科学がどこまで政治に浸徹し得るかは、一方では、科学研究の成果がもつ客観的な権威いかんの問題であると同時に、他方では、国会や政府の科学尊重の精神の問題に帰着すると考えられたのである。このようにして、結局、制度としては、科学渉外連絡会案が認められたのであるが、精神としては、人文科学系有志案の線が貫かれたのであった⁴⁸⁾。ここにおいて、新しい学術体制は、いかに切実に「学問と思想の自由の確立」をめざそうとしたものであったかということが明らかであろう。

新しい学術体制の成立

1948年4月8日学術体制刷新委員会は、その成案を芦田均首相に報告した⁴⁹⁾。学術体制の中心機構となる審議機関は、日本学術会議 Science Council of Japan (JSC) と名づけられ、内閣総理大臣の所轄とし、別に内閣に科学技術行政協議会 Scientific and Technological Administration Committee (STAC) を設け、日本学術会議の意思を政府に連絡反映させ、各省間の科学技術行政の連絡、調整を図る機関とする。

旧体制の三つの学術機関のうち、日本学術振興会は民間団体として存続させ、学術研究会議は廃止して、その機能は日本学術会議に吸収させた。また帝国学士院は、日本学術会議の中に名誉機関として設置するとともに、今後の学士院会員は日本学術会議の方で選ぶというものであった。帝国学士院は、日本学術会議へのこの従属的格下げに対する不満が非常に大きく、これまでの権威と独立を守るために、激しい反対が表明されたが、もはや大勢は動かなかった。帝国学士院を占めていた学界の元老たちの時代は去った。そして、活動的で有能な実力者の時代を迎えたのである⁵⁰⁾。(しかし1955年学士院は学術会議から独立する)

刷新委員会の報告は、こうして、「日本学術会議法」⁵¹⁾として立法化された(1948年7月10日)。その法律本文の冒頭には、日本学術会議の使命として、次のように述べられている。「科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会

の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」とうたっているのは、まさに刷新委員会の切なる願望と情熱を込めたものであった。こうして、学術会議は、内閣総理大臣の管轄下に、国庫の負担によって運営されることになったのである（第1条）。

その目的には「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」と規定されている（第2条）。従ってその職務は「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること」（第3条）であることは当然としても、この職務に対して、「日本学術会議は独立して行う」という前文がつけられていることに注目しよう。ここで特に「独立して行う」というのは、学術会議は「各省の制約を受けないで、自由に行う」という建て前を明確にしたものであった⁵²⁾。そしてこれを現実に行行政面に反映浸透させるためには、政府に働きかけなければならない。そこに、これまで刷新委員会で論議の中心となった科学と政治とのかかわりの問題が出てくるのであって、それを規定する権限として、第4、5、6条が注目されるのである。すなわち、第4条においては、「政府は左の事項について、日本学術会議に諮問することができる」と規定してあるが、（傍点筆者。なおその左の事項というのが下記のように列挙されている）、これは、もともと刷新委員会の前記首相宛報告書⁴⁹⁾においては、諮問に対する政府の義務づけをもう少し強く要求するものであった。すなわち、「政府は、科学に関する重要施策に関して、日本学術会議に必ず諮問するの慣行をつくり、日本学術会議は、これについて政府に勧告する権限を有すること」となっていたのである。これが上文のように、「諮問することができる」と改められ、政府の諮問義務が全く去勢された形になっているのは、学術会議があくまで審議機関であるかぎり、これが政府を拘束するということは純法制上望ましくないということにもとづく⁵³⁾のであって、一部で臆測されているような総司令部の政治的圧力によるものでは、全くなかった。しかし、この文言にかかわらず、政府は科学に関することは、学術会議に必らず諮問するように運営する意図であることが込められたのであった⁵³⁾。ちなみに、第4条の諮問事項は、次のごとくである。

1. 科学に関する研究、試験などの助成、その他科学の振興を図るため政府の支出する交付金、補助金などの予算及びその配分
2. 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費などに関する予算編成の方針
3. 特に専門科学者の検討を要する重要施策
4. その他日本学術会議に諮問することとを適当と認める事項

また、第5条に定められた政府に勧告することができる事項は、次のごとくである。（傍点筆者）

1. 科学の振興及び技術の発達に関する方策
2. 科学に関する研究成果の活用に関する方策

3. 科学研究者の養成に関する方策
4. 科学を行政に反映させる方策
5. 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
6. その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

となっていて、学術会議の政府に対する勧告も強く義務づけられたものとなっていない。

さらに、第6条で「政府は、日本学術会議の求めに応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる」と規定されていて、政府は、ここでも学術会議の求めに拘束されない自由が保証されているのである。(傍点は筆者)

しかし、ともかくも、こうして世界にも類をみないといわれる学術会議の選挙は、昭和23年(1948年)12月に行われた。選挙有資格者(日本学術会議法第17条において定められた資格を有する科学者)は、全国で4万3千余人、立候補者869名のなかから210名の会員が公選され、日本学術会議は翌年(1949年)1月20日成立、発足した。会員は全国区と地方区とに分かれ、部門は文学、法学、経済学、理学、工学、農学、医学の7部門、各々30名ずつである。地方区が設けられた選挙の結果、東京偏在は緩和され、私学や民間研究機関に属する人もある程度進出したが、とくに注目されたことは、60名の候補者を立てた民主主義科学者協会など革新系から30名に近い当選者を出したことであった⁵⁴⁾。

1949年1月20日、日本学術会議の第1回総会の席上、刷新委員会の報告を行った兼重同委員長が、とくに次のように述べている⁵⁵⁾ことは、きわめて注目される。「現在のわが国においては、連合軍総司令部の了解と援助とを必要とすることが多いのは皆様よく御承知のことと思いますが、今回の学術体制刷新問題についても、もちろん同様でありました。しかし私の知っております限り——恐らく私はほとんどすべてを知っておりますが——文字どおり援助そのものでありました。最初から、この問題を担当しておられました経済科学局のケリー博士は、終始自分の案というものを述べられたことがなく、私どもが希望した案について、多少同意しかねる気持があった場合も、結局はこれを尊重して総司令部内の意思をまとめるために非常な努力をして下さったくらいでありました。……総司令部の理解ある処置、特にケリー博士の同情に富んだ取り計らいについては是非知っていただきたく思うのであります。私とその任務を果たし得たのは、全くケリー博士が、その位置におられたためでありまして、そうでなかった場合に今日の日本学術会議をみる事ができたかどうか、少くとも私には分らないのであります。」これは決して単なる外交辞令ではなかった。先に述べたように、「学術体制の刷新は、どこまでも日本人自身の問題である」と強調したケリー博士は、占領期間中において、その善意と勇気をもって、日本の科学者を信頼し、またそのことによって、日本の科学者からも信頼を勝ち得たのである。兼重委員長は体制刷新の審議過程においても、ケリー博士への報告連絡を怠ることはなかったが、ケリー博士からは何の特別の指示などはなかった。このようにして、日本学術会議の構想は、全く、刷新委員会自身の手によって作られたものであった⁵⁵⁾。

日本学術会議は、その第1回総会において、次のような声明⁵⁶⁾を発表した。

「われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたる全国の科学者の中から選ばれた会員をもって組織する日本学術会議の成立を公表することができるのを喜ぶ。

われわれは、これまでのわが国科学者が取り来たった態度について強く反省し、今後は科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和復興と人類の福祉の増進のために貢献せんと誓うものである。そもそも本会議は、わが国科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を浸透させることを目的とするものであって、学問の全面にわたり、その担う責務は、まことに重大である。されば、われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して、学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する……」

こうして、いよいよ、わが国再建の大きな興望を担って、日本学術会議は発足することになった。他方、政府は、学術体制刷新委員会の次のような報告⁴⁹⁾にもとづいて、科学技術行政協議会（STAC）を設置した。

「従来わが国においては、科学研究の成果を、迅速かつ総合的に行政諸政策に活用せず、加うるに各省科学技術行政の連絡調整十分ならず、科学と国策とは相遊離し、行政全般に科学性を欠く恨みがあった。他方、基本的諸科学の振興についても、政府は十分の熱意と理解を有せず、貧弱な施設と零細な資金、資材のもとに有能なる研究者をして十分その驥足を伸ばすことを不可能ならしめた」のである。

このような弊害を是正するため、次のごとき措置を速やかに講ずるよう政府に要望された。

1. 内閣に新たに科学技術行政協議会を設け、日本学術会議の代表者、民間産業界の有識者及び各省関係官をもって、これを組織し、日本学術会議の意志を政府に連絡反映させ、各省間の科学技術行政の連絡、調整を図る機関とすること。なお、この協議会に事務局をおき、その活動を遺憾なきようにすること。

2. わが国における基本的諸科学の振興に対し、責任を負うべき行政機構を整備、強化すること。

報告書は、以上のように述べている。そこで、科学技術行政協議会法⁵⁷⁾は、1948年12月20日、両院議会を通過し、日本学術会議の発足と同じ日、すなわち、翌49年1月20日成立したのである。

その目的（第1条）とするところは、「科学技術行政協議会は、日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること」と規定され、内閣総理大臣の所轄となった。ここに、科学技術行政協議会は審議機関であって、執行機関でないことが明らかにされている。従って、その審議の結果、内閣総理大臣が、その権限に基いて、重要なものは閣議を経て実施することになる。そこで、その審議事項（第2条）については、

1. 日本学術会議の答申または勧告を行政に反映させるために必要な措置。

2. 政府が日本学術会議に諮問すべき事項の選定に関すること。
3. 政府が行うべき科学技術に関する国際的事業の実施の方法。
4. 各行政機関の所管に属する科学技術に関する事項の連絡調整に必要な措置。

ついで、科学技術行政協議会の組織（第3条）については、内閣総理大臣を会長、国務大臣を副会長とし、委員26名は、その半数を関係各行政機関の官吏（次官クラス）、他の半数は、日本学術会議が推薦する学識経験者をもって構成し、科学技術行政の一貫性、総合性をはかることが意図されている。官吏の行政的手腕と科学者の専門的知識とが相協力することによって、科学を行政に反映させ、産業経済に浸透させようとするものであって、ここに本協議会の大きな特色があったということが出来るであろう。科学と政治との連携の成否は、本協議会の運営のいかんにかかっているといても過言ではない。

日本学術会議から推薦されたのは、第1部羽仁五郎、第2部平野義太郎、我妻米、第3部高瀬荘太郎、第4部仁科芳雄、武谷三男、第5部八木秀次、二階堂行徳、浜田成徳、田中豊、第6部手塚英吉、福島要一、第7部戸田正三の諸氏であった⁵⁸⁾⁵⁹⁾。科学技術行政協議会は、1949年3月30日、初会合をもって発足することになった。科学技術行政は、果たして、学問思想の自由を堅持しつつ、期待されたように軌道に乗って、順調に展開されるかどうか、われわれは、これから、その成り行きをよく注目しなければならないのである。

引用文献

- 1) 「学術研究体制世話人会経過報告書」『日本科学技術史大系』5 p.131 資料4-1
- 2) 友松芳郎「敗戦直後の占領政策と科学技術」第2節『関西大学社会学部紀要』第7巻第1号（創立九十周年記念特輯）p.306～
- 3) 友松芳郎「日本再建への胎動と科学技術」第1節第2節『関西大学社会学部紀要』第7巻第2号 p.15～
- 4) 友松芳郎「産業経済復興への転機と工業技術庁の設置」第2節『関西大学社会学部紀要』第8巻第1号
- 5) 上掲論文(2) p.310
- 6) 日本学士院八十年史編纂委員会編『日本学士院八十年史』（1962年）p.641～p.646
- 7) 上掲書(6) p.646～p.659（年金改訂経過一覧表）
- 8) 日本学術会議二十五年史編纂委員会編『日本学術会議二十五年史』（1972年）p.261～p.262
- 9) 林呉郎「学術体制刷新委員会の成立まで」『自然科学』（民主主義科学者協会）第10号（1948年1月）p.45
- 10) 広重 徹『科学の社会史』p.256 中央公論社 1973年
- 11) 上掲書(6) p.661～p.663
- 12) 上掲書(6) p.666～p.672
上掲書(8) p.261～p.263
- 13) 上掲書(8) p.262
- 14) 上掲書(6) p.672
- 15) 上掲書(6) p.675
- 16) 上掲書(8) p.263
- 17) 『自然科学』（民主主義科学者協会）第1巻第2号（1946年7月号）p.27～p.28
- 18) 上掲報告書(1) p.131～2
上掲書(8) p.264
- 19) 松浦一「日本学術会議10年の歩み」『自然』中央公論社 第14巻第1号（1959年1月号）p.70
- 20) 上掲書(6) p.679
- 21) 上掲書(8) p.264
- 22) 上掲書(6) p.680～1 ここに世話人44名の名簿が記載されている。

学術体制の刷新と日本学術会議の成立（友松）

- 23) 「学術研究体制世話人会への批判と反論」『日本科学技術史大系』5 p.134~136 資料4-3
渡辺慧「科学活動の再建をめぐる」『自然』中央公論社 第2巻第12号（1947年12月号）p.13
- 24) 学術体制刷新委員会名簿 上掲書(6) p.683~684
- 25) 「学術体制刷新委員選出結果への批判」（『朝日新聞』社説、『日本経済新聞』社説、いずれも、1947年8月24日所載）『日本科学技術史大系』5 p.137~p.139 資料4-5
仁田勇「科学者の無関心」『自然』中央公論社 第3巻第2号（1948年2月号）p.16~19
鶴岡信三「学術体制刷新委員会についての要望」『自然科学』（民主主義科学者協会）第10号（1948年1月）p.43~44
宮原将平「学術体制刷新について」『自然科学』（民主主義科学者協会）第10号（1948年1月）p.44~45
『科学年鑑』（民主主義科学者協会）1947年版 p.289 1948版 p.288~289
- 26) 柘植秀臣「研究の復興」『自然科学』（民主主義科学者協会）第9号 p.2~6
『科学年鑑』1947年版 p.289~291
- 27) 「科学技術分野の民主化運動」『日本科学技術史大系』5 第3章 p.93
- 28) 「研究復興会議結成趣意書」『日本科学技術史大系』5 p.117~118 資料3-5
『科学年鑑』1947版 p.290~291
- 29) 「経済復興会議趣意書および運動方針」『日本科学技術史大系』5 p.78 資料2-8
- 30) 上掲論文(3) p.21~22
- 31) 「経済復興会議に期待」『毎日新聞』社説 昭和22年2月8日所載
- 32) 『毎日新聞』昭和22年3月7日記事
- 33) 柘植秀臣、福島要一「占領下の科学技術政策」『思想』岩波書店 1953年7月号 p.39
- 34) 大沼正則、藤井陽一郎、加藤邦興『戦後日本科学者運動史』上、青木書店 1975年 p.46
- 35) 「米国学術諮問団報告書」（1947年8月24日『日本科学技術史大系』5 p.139~p.146 資料4-7
- 36) 広重 徹『戦後日本の科学運動』p.33 中央公論社 1960年
- 37) 稲沼瑞穂「学術体制はどこまで刷新されるか」『自然』中央公論社 第3巻第3号（1948年3月号）p.16~p.21
- 38) 『科学年鑑』1948版（民主主義科学者協会）、p.278
- 39) 『学術体制刷新委員会第3回総会速記録（第2日之部）』速記録は日本学術会議（東京都港区六本木）図書課に保管されている。第1回総会から第8回総会までの速記録は合計18冊、ほかに公聴会速記録1冊各冊200字づつめ片面原稿用紙に鉛筆書きで約400ページである。この貴重な記録の閲覧を許されたばかりでなく、種々資料の入手のお世話をしてくださった図書課の和田氏に深く感謝する。
- 40) 金関義則「日本学術会議（Ⅱ）—学術体制刷新委員会の責任」『自然』中央公論社 第3巻第7号（1948年7月号）p.14~15
- 41) 上掲書(38) p.277
- 42) 「学術体制刷新に関する民主主義科学者協会案」『日本科学技術史大系』5 p.149 資料4-9
- 43) 「学術体制刷新に関する人文科学関係有志案」『日本科学技術史大系』5 p.152~p.154 資料4-9
- 44) 上掲書(38) p.279
- 45) 「学術体制刷新に関する科学渉外連絡会案」『日本科学技術史大系』5 p.150~p.152 資料4-9
- 46) 「科学者と政治」論争 『朝日新聞』学術欄 1947年12月1日所載 『日本科学技術史大系』5 p.154~p.155 資料4-10
- 47) 上掲書(10) p.265 中央公論社
- 48) 村越 司「学界刷新の底に流れるもの」『自然』中央公論社 第3巻 第5号（1948年5月号）p.11~p.15
第6回総会から第8回総会までの経過
- 49) 「学術体制刷新委員会から内閣総理大臣あての報告」（1948年4月8日）『日本科学技術史大系』5 p.155~p.157 資料4-11
- 50) 上掲書(6) p.699~p.729 この中の p.727~p.728 には、山田三良学士院長『回顧録』 p.241~からの引用も含まれている。
- 51) 「日本学術会議法」『日本科学技術史大系』5 p.157~p.160 資料4-12
- 52) 第2回国会衆議院文教委員会議録第21号（昭和23年6月30日）p.1 高津委員長代理の質問と清水政府委員の答弁による。
- 53) 上掲書(52) p.1~p.2 高津委員長代理の質問と清水政府委員の答弁
なお、この点については、当時、学術体制刷新問題に事務責任者として、総司令部との折衝に参画し、この文教委員会には文部事務官として出席して、説明の衝にあたった岡野澄氏に、筆者は直接に確めることができた。
また、米國務省が最近解禁した占領時代の外交文書は、外務省の外交資料館（東京都港区麻布1丁目）で公開されているが、学術体制刷新問題に関する資料は来ていなかった。（1951年9月28日現在）

- 54) 「日本学術会議第1期会員選挙結果」(1948年12月20日)『日本科学技術史大系』5 p.160~p.162 資料4-13
- 55) 岡野 澄「学術行政—思い出話」『学術月報』第29巻第1号(1976年4月) p.23~p.24
ケリー博士は日本学術会議の設立ばかりではなく、工業技術庁の設立にも寄与したことは、前論文⁴⁾の第3節に述べたが、なお、この「思い出話」に書かれているケリー博士の後日譚を引用すればつぎのようである。すなわち、アメリカのノース・カロライナ州立大学のプロヴォストとなっていケリー博士は、去る2月2日(1976年)亡くなった。享年67才。従って彼が1946年来日した時は37才の若さであった。ケリー博士は、1961年から開始された「科学協力に関する日米委員会」のアメリカ側の委員長を勤め、日本側委員長兼重寛九郎博士と「兼重—ケリーライン」と称された名コンビを結んで、この事業の軌道を敷き、1969年までの8年間にわたって、その着実な発展に大きな貢献をした。『Science』誌の1970年7月号には Philip M. Boffey: 「Extraordinary Ambassador to Japanese Science」⁶⁰⁾と題する一文が掲載されており、ケリー博士が占領期間中であって、その善意と勇気をもって、日本の科学者を信頼し、また、そのことによって、日本の科学者からも信頼を勝ち得、両国の学界の友好を回復するうえに、類例のない外交官としての名声を残した具体的な事蹟を挙げて報告している。1965年、北海道大学は、ケリー博士に名誉学位を贈り、1969年、日本政府は勲二等瑞宝章を授与した。去る2月27日(1976年)には、茅、兼重両博士が主宰して、深い友情につつまれた心からの追慕の催しが、この遠い異郷の地において営まれたということである。(「学術行政—思い出話」の別刷を贈与して下さった岡野氏に感謝する)
- 56) 「日本学術会議第1回総会における声明」『日本科学技術史大系』5 p.162 資料4-14
- 57) 第4回衆議院内閣委員会議録第1号(昭和23年12月8日) p.1~2 橋本政府委員の説明
- 58) 千秋邦夫「科学技術行政協議会(STAC)について」『学術月報』第3巻第2号(1950年5月) p.1~3
- 59) 江上不二夫「日本学月会議第1回総会に臨む」『自然』中央公論 第4巻第4号(1949年4月号) p.13~p.15
- 60) Philip M. Boffey: 「Harry C. Kelly An Extraordinary Ambassador to Japanese Science」『Science』 vol. 169, p. 449~p. 453. 31, July, 1970